

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：中城村

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	121.8%
全職員	84.8%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	93.9%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	100.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	95.7%
26～30年	86.8%
21～25年	89.3%
16～20年	89.4%
11～15年	92.2%
6～10年	90.2%
1～5年	96.4%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員のうち、会計年度任用職員の割合が大部分を占めているため、全職員で比較した場合、男女の給与の差異が大きくなっている。

・扶養手当や住居手当の支給対象となっている職員のうち、世帯主やその契約者となっている男性に支給されている場合が多く、給与の男女の差異に影響していると考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。